

波田学院女子寮ほか個室化等改修工事

I. 工事概要

1. 工事場所 松本市 波田下島4417
2. 建物概要

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m ²)	消防法施行令別表	耐震分類	備考
女子寮	改修	Ⅱ造	2F	346.43	-		
男子寮	改修	Ⅱ造	2F	245.6	-		

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外									
		音響機	照明機								
電灯設備	幹線、分岐	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
動力設備	幹線、分岐	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電熱設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雷保護設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災電設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力貯蔵設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静止形電源設備	直流電源装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発電設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構内情報通信網設備	LAN用配管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構内交換設備	電話設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報表示設備	時計設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
映像・音響設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拡声設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
誘導支援設備	イヤホン・イヤホン出力設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テレビ共同受信設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監視カメラ設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐車管理設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防犯・入退室管理設備	予備配管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動火災報知設備		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動閉鎖設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常警報設備	非常放送装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏れ警報設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央監視制御設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構内配電線路		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構内通信線路		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
降機設備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

II. 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
株式会社三友ファシリテイズデザイン	野坂 英史
主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
株式会社三友ファシリテイズデザイン 野坂 英史	
構造担当	
機算担当	
電気設備担当	
株式会社三友ファシリテイズデザイン 須田 潔	株式会社三友ファシリテイズデザイン 山崎 敏行
機械設備担当	
株式会社三友ファシリテイズデザイン 島井 清司	株式会社三友ファシリテイズデザイン 竜原 衛

III 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁建築部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情) (平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。), 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情) (平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。), 及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事情) (平成31年版)」(以下、「標準図」という。), による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を通ずる。
(参考図書: 長野県建築工事の手引き (以下、「手引き」という。), (平成24年版) 長野県建設部施設課監修)

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項																				
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。																				
② 機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承認を受ける。 <table border="1"><thead><tr><th>材料・機材名</th><th>材料・機材名</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>○ その他、監督職員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td><td></td></tr></tbody></table> <ol style="list-style-type: none">1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。3) 安定的な供給が可能であること。4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。5) 製造または施工の実績があり、その信頼性が高いこと。6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材料・機材名	材料・機材名	・ LED照明器具	・ 電気錠	・	・	・	○ その他、監督職員の指示によるもの	○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材											
材料・機材名	材料・機材名																				
・ LED照明器具	・ 電気錠																				
・	・																				
・	○ その他、監督職員の指示によるもの																				
○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																					
③ 化学物質を発生する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 <ol style="list-style-type: none">(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。(3) 接着剤はフル酸ジエー n-ブチル及びフタル酸ジエー 2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する建築材料</th></tr></thead><tbody><tr><td>①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td><td></td></tr><tr><td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td><td></td></tr><tr><td>③下記表示のあるJAS規格品</td><td></td></tr><tr><td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td><td></td></tr><tr><td>b 接着剤等不使用</td><td></td></tr><tr><td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td><td></td></tr><tr><td>d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td><td></td></tr><tr><td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td><td></td></tr><tr><td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td><td></td></tr></tbody></table> <ol style="list-style-type: none">①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品③旧JISの E O規格品④旧JASの F O O規格品	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品		②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品		③下記表示のあるJAS規格品		a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用		b 接着剤等不使用		c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用		d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用		e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用		f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料																				
①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																					
②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																					
③下記表示のあるJAS規格品																					
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																					
b 接着剤等不使用																					
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																					
d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																					
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																					
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																					
④ 施工条件示事項	○公共建築工事積算基準の解説(設備工事情)の「執務並行改修」																				
⑤ 電気保安技術者	工事現場の電気工作物(電路、自動昇、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。																				
⑥ 電気工事士	契約電力500kWh以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																				
⑦ 実施工程表及び施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。																				
⑧ 使用材料発注記録書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。																				
⑨ 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの ○無 ・有 () (2) 引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理を要する。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○無 ・有 (PCB使用機器: 関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。) (4) 再利用又は再資源化を図るもの ・無 ○有 ○廃棄物 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類) ○取れない ・設ける(規模:) ・備品() すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ○できる ・できない ・別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○内部仮設足場等(・ 架台足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式室内足場 ・) ・ 外部足場 ・ A種 [施工箇所内に枠組足場を設ける。] ・ B種 [施工箇所内に単管木足場を設ける。] ・ C種 [仮設ゴンドラを使用する。] ・ D種 [移動式足場を使用する。]																				
⑩ 監督員事務所																					
⑪ 工事用仮設物																					
⑫ 足場・さん橋																					
⑬ 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																				

項目	特記事項																																																																
⑭ 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																																
⑮ しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。																																																																
⑯ 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」: 監修(独)建築研究所」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し承認を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kg f] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平地震度は次による。																																																																
⑰ 耐震施工	設計用標準水平地震度 設計用標準水平地震度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">・ 一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td></td><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td></td><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>地下1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td></td><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> <p>(※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ○重要機器の定義は次による。 ・ 突発設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 防火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ○上層階の定義は次による。 2〜6階建の場合は最上階、7〜9階建の場合は上層2階、10〜12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p>	設置場所	機器種別	○特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			○特定の施設		・ 一般の施設																																																											
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																												
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																												
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																												
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																												
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
地下1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																												
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																												
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																												
⑱ あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書(電気工事情)2章12.12.11による。 確認試験は、 ・ 性能確認試験(本) ・ 施工後確認試験(4本)を確認強度 [kN]にて行う。																																																																
19 防火区画等の貫通処理	電線等は、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。																																																																
⑳ 電線・ケーブル	(1) EM-EF は業外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「ワイガ」EM-EF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報伝送システム」に準じ、絶縁材料及びシースに JIS規格による E 種ケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。																																																																
21 予備配管	埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ○ 屋外(溶融亜鉛メッキ仕上げは除く) ・ 屋内(機械室内は除く) ・ A種 [山砂の類: 水締め、機器による締固め] ・ B種 [緩切り土の中の良質土: 機器による締固め] ・ C種 [他現場の建設発生土の中の良質土: 機器による締固め] ・ D種 [再生コンクリート砂: 水締め、機器による締固め]																																																																
22 呼び線																																																																	
㉑ 金属製電線管の塗装																																																																	
24 埋め戻し土																																																																	
25 建設発生土の処理	・ 構外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し																																																																
26 ケーブル埋設	(1) 地中線路には、ケーブル埋設機をもつける。 ・ 鉄錠 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設機シートを敷設する。 (3) 配管埋設機が750mmを超える場合は、地中線埋設機シートは2条以上敷設する。																																																																
27 ブルボックス	(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン積層塗装とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。																																																																
㉒ フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特種なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製																																																																
㉓ プレートの用途表示	ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を突設しないプレートには、用途を明示した略稱をつける。																																																																
30 配線器具	タンブラスイッチは連用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として連用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用してもよい。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。																																																																
① 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事でとする。																																																																
32 照度測定	・ 測定場所: ・ 各室(測定箇所 箇所) ・ 廊下 ・ 階段 用 途: ・ 非常用照明 ・ 一般照明																																																																
③ 登壇	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 梯子壁には、緩衝表・結線表を備え付ける。																																																																
34 グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 < 資材 > ・ 照明制御システム ・ 変圧器、() < 建設機器 > ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器																																																																
35 他工事又は他工種との取り扱い	工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。																																																																
⑥ その他及び電子納品	保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。(長野県ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・ 施工制約条件																																																																
37 その他																																																																	

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個別提出物		一括提出物
1 完成図	5 機器完成図	
○ 原図 (A1版 ケース入り)	6 工事写真	
○ 編圖 (A1版 2つ折り製本 1部)	7 完成写真	
○ CADデータ(jww及びjpdf形式)	8 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書)	
・	9 機材の試験成績書	
・	10 施工の試験成績書	
○ CADデータ	11 社内試験成績書	
	12 発生材処理報告書	
	(廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、マニフェストの写し、フロー図)	
	13 納入品一覧表	
4 納入品	14 官公署手続、検査書(管理者用正本、写し)	
・ 予備品 ・ 機種の鍵	15 保全に関する資料(取扱説明書も含む)	
・ ハンドホールフック、ジャッキ		

3 ハンドホール

- 下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。屋敷外用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内部底部をいう。)
・ コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ ブロックの仕様は国土交通省仕様に基づきとする。
・ ハンドホールにノックアウト部を設けてはならない。
・ 配管貫通部は、原則として覆きコナット(F=18N/mm以上)とし、差込筋D10タテヨコ#200で補強する。
・ 補強方法については、あらかじめ監督職員への事前報告を提出して承認を受けて施工する。

・	ハンドホール No.ー	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)	
・	ハンドホール No.ー	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)	
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)	
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)	
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)	
・	ハンドホール No.ー	900×900×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)	
○	ハンドホール No.1	900×900×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既設足場付)	
・	ハンドホール No.ー	600×600×680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)		(既設足場付)
・	ハンドホール No.ー	450×450×680D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※補強帯等車間通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る	

4 接地極

下表による。ただし、これによりたい場合は監督職員との協議による。

・	A種接地	銅板1.5t×900×900 リード端子付 堀削埋戻り中心深さ 2m 埋設機(黄銅製又はステンレス製)	補助接地棒(連結式10φ×1,500)
・	B種接地	銅板1.5t×600×600 リード端子付 堀削埋戻り中心深さ 2m 埋設機(黄銅製又はステンレス製)	補助接地棒(連結式10φ×1,500)
・	C種接地	銅板1.5t×300×300 リード端子付 堀削埋戻り中心深さ 1.5m 埋設機(黄銅製又はステンレス製)	補助接地棒(連結式10φ×1,500)
○	D種接地	接地棒(10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式埋設機(黄銅製又はステンレス製)	

5 アスベスト含有建材の除去等

- 1) Fx21含有仕上建材の処理
アスベスト含有仕上建材の除去(・あり ○なし)
除去対象範囲 アスベスト含有仕上建材の使用された外壁面、壁貫通又はアンカー打設に必要な部分(コア抜き直径100mm程度、アンカー打直径50mm以下)
図示(南校舎、音楽室、体育館棟)
除去工法 集じん装置付きディスクグラインダー・ケレン工法
集じん装置併用手工業ケレン工法
制御剤併用手工業ケレン工法
その他(工事現場を所管する労働基準監督署の指導する工法)
除去したアスベスト含有仕上建材等の飛散防止
密封処理(使用した保護衣等含む)
除去したアスベスト含有仕上建材等の処分
埋立処分(管理型最終処分場)
- 2) Fx21含有建材の処理
アスベスト含有成形体の除去(・あり ○なし)(建築工事)
除去対象範囲 図示
作業場の隔離 行う
除去したアスベスト含有成形体の飛散防止
アスベスト含有せつこうボード
※埋立処分(管理型最終処分場)
アスベスト含有成形体(アスベスト含有せつこうボードを除く)
・ 埋立処分(安定型最終処分場)

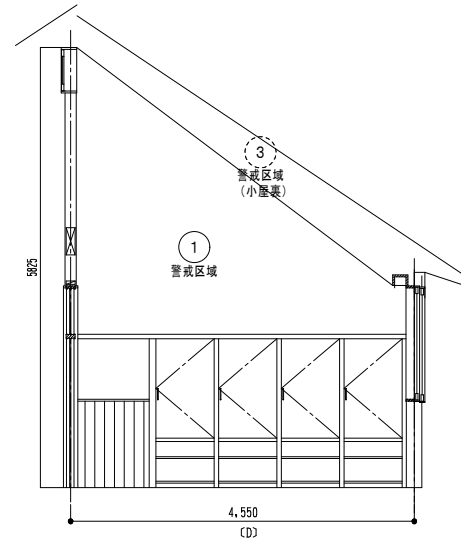
6 定期報告

工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設管理者へ報告する。(管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。)

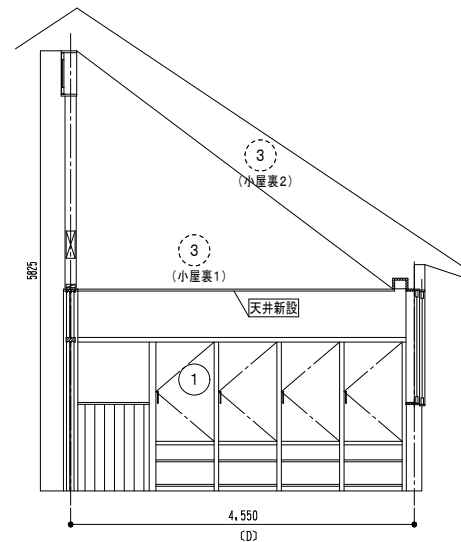
長野県 波田学院

訂正	設計者氏名	検査者氏名	承認者氏名	設計完了日	縮尺	JOB No.	図面番号
1.	1級建築士登録 第272762号 野坂 英史	1級建築士登録 第212360号 丸山 功	1級建築士登録 第2-8-10 TEL 0263(88)7348	2020.10	A3: -	S20056D	E-01
2.							
3.							
4.							
5.							
6.							
7.							

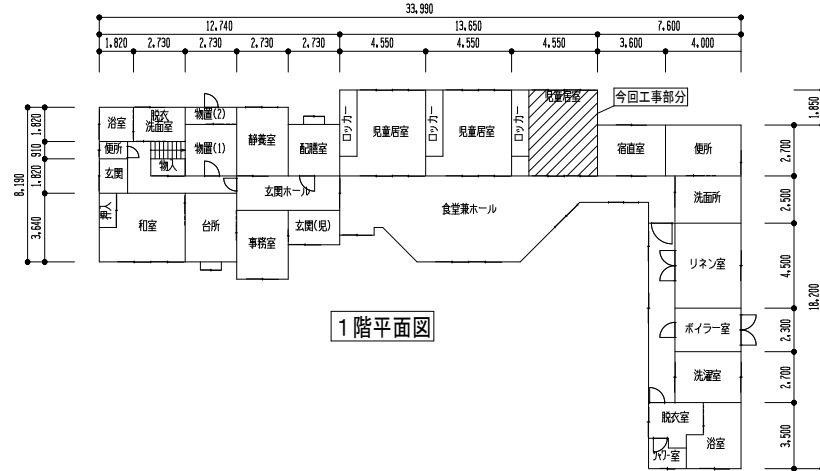
SFD 株式会社三友ファシリテイズデザイン
本社: 1級建築士事務所登録 (松本) 4331291号
管理建築士 1級建築士登録 第212360号 丸山 功
〒980-0842 長野県松本市佐野 2-8-10 TEL 0263(88)7348
承認者氏名: 野坂 英史
検査者氏名: 丸山 功
設計者氏名: 須田 潔
設計完了日: 2020.10
縮尺: A3: -
JOB No.: S20056D
図面番号: E-01



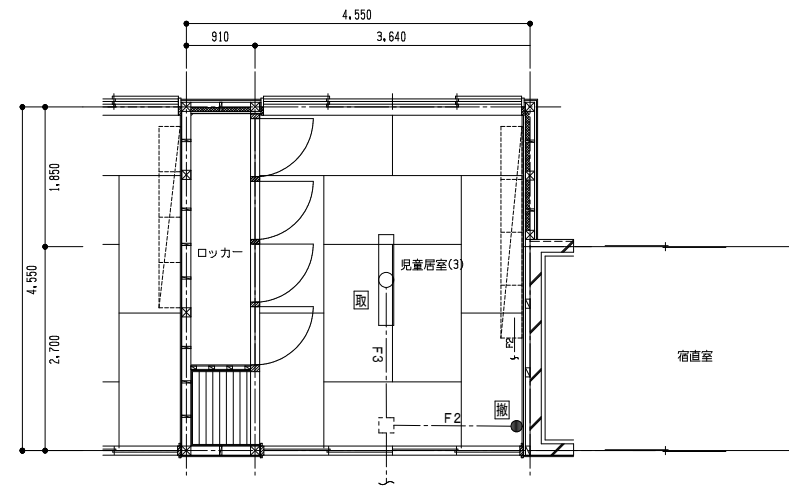
児童居室(3) 自火報警戒区域 改修前



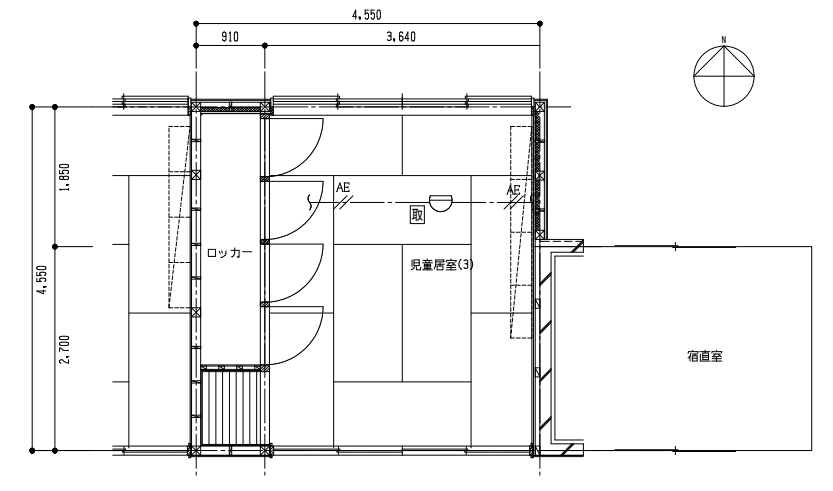
児童居室(3) 自火報警戒区域 改修後



1階平面図



電灯設備 1階平面図 改修前

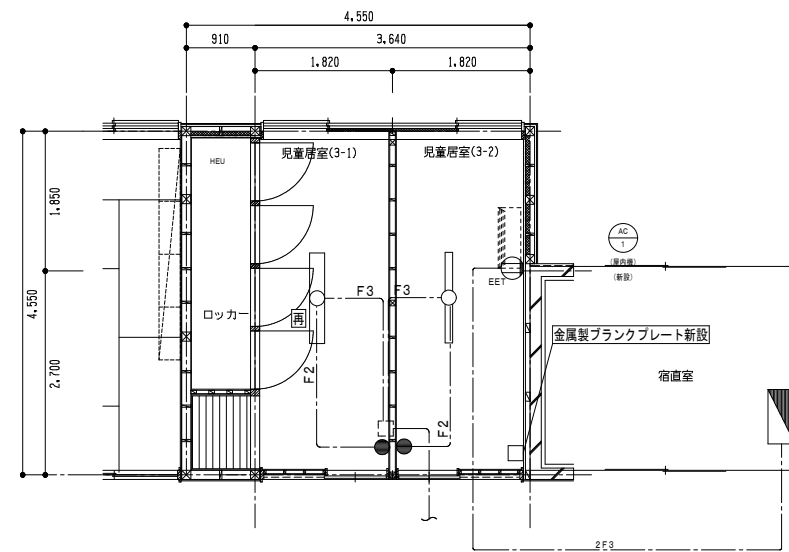


自動火災報知設備 1階平面図 改修前

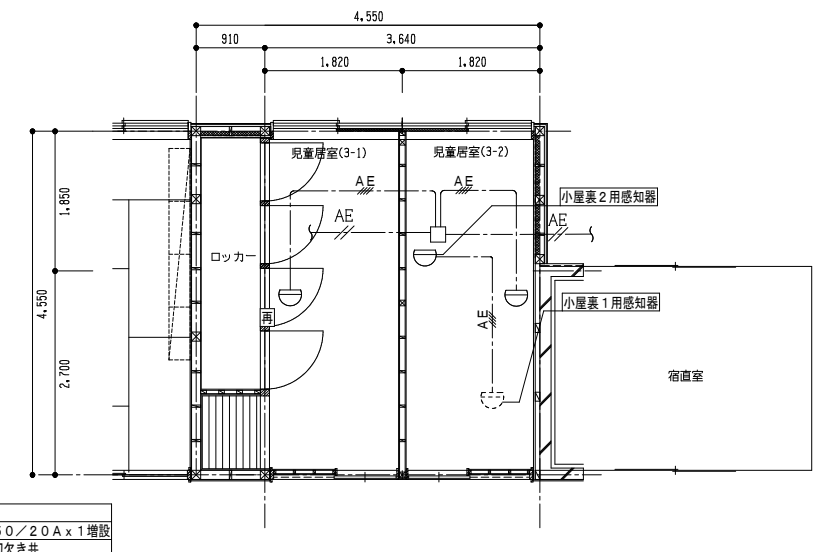
凡例

記号	名称	摘要
○	HF32WX2露出	
□	FL10W x 1露出	棚下に設置
●	埋込スイッチ1P15Ax1	
○	差動式スポット型熱感知器2種露出	
---	天井裏こがし配線	
F2	EM-EEF1. 6-2C	撤去
F3	EM-EEF1. 6-3C	撤去
AE	AEO. 9-2C	
⊗	撤去を示す	
⊘	取外しを示す	

特記なき細線の配線機器は工事の対象外とする。



電灯設備 1階平面図 改修後



自動火災報知設備 1階平面図 改修後

凡例

記号	名称	摘要	記号	名称	摘要
○	LSS9-4-30LN	新設	---	天井裏こがし配線	
○	HF32WX2露出		---	メタルモールA型にて引下	
●	埋込スイッチ1P15Ax1		---	既存配線を接続	
○	埋込コンセント2P15Ax1 E極ET付	AC用 FL+1800	F2	EM-EEF1. 6-2C	新設
○	差動式スポット型熱感知器2種露出		F3	EM-EEF1. 6-3C	新設
⊗	プルボックス100x100x75 SUSWP		F3S	EM-EEF2. 0-3C	新設
			AE	AEO. 9-2C	
			AE	EM-AEO. 9-4C	新設
⊗			⊗	再取付を示す	

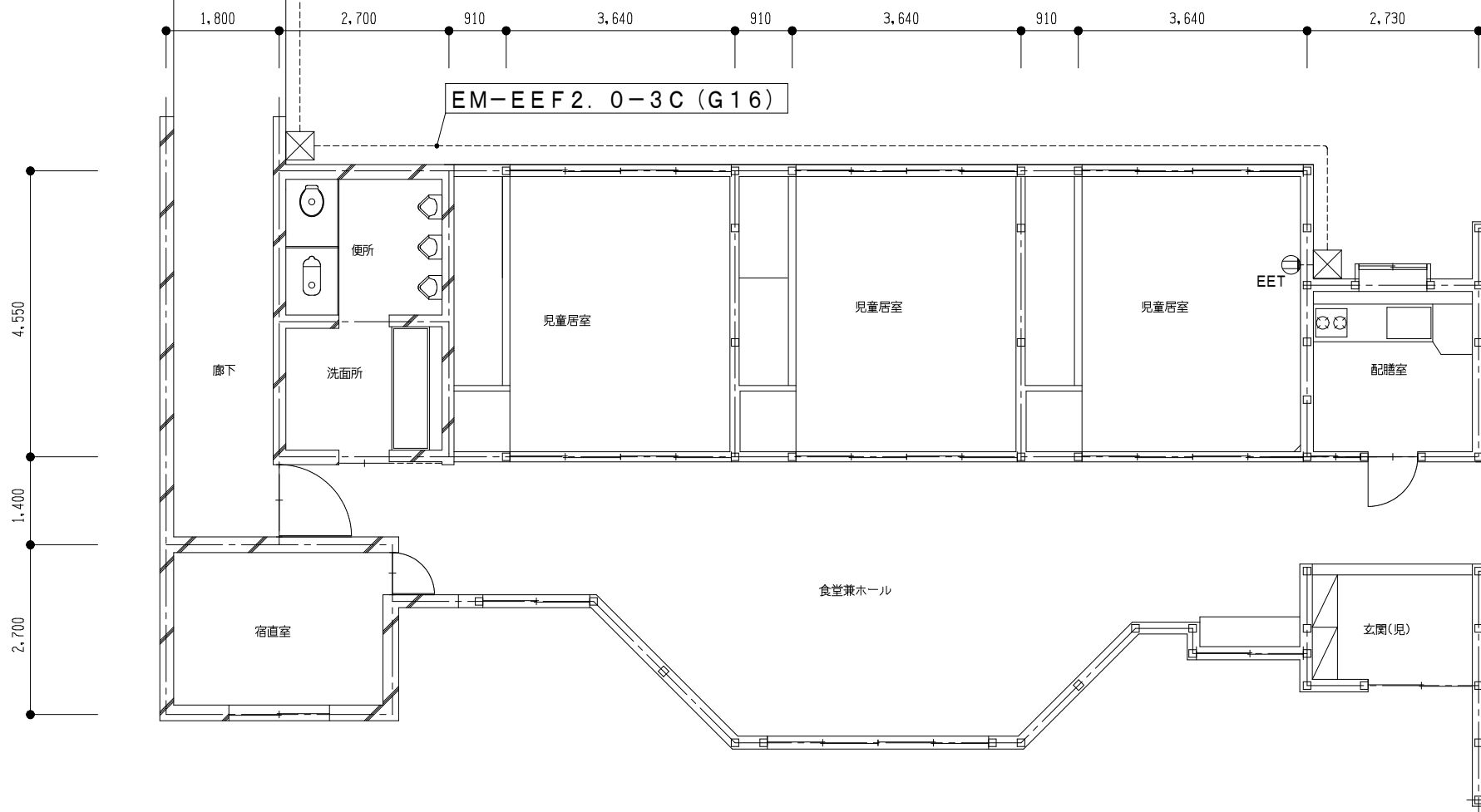
特記なき細線の配線機器は工事の対象外とする。

コンクリートはつり補修

既存分電盤L-312
主幹2次側にMCCB1P50/20Ax1増設
ニュートラル端子及び中蓋切欠き共

EM-EEF2.0-3C(G16)

EM-EEF2.0-3C(G16)



特 記	訂正	1.	設計者	1級建築士登録
		2.	氏名	第272762号 野坂 英史
		3.	設計者	
		4.	氏名	
		5.	設計者	
		6.	氏名	
		7.		

承認	野坂	丸山	須田	山崎
----	----	----	----	----

設計完了日	2020.11
-------	---------

工事名	波田学院女子寮ほか個室化等改修工事
図面名	男子寮(あずさ寮) 平面図
縮尺	A3: 1/100
図面番号	S20056D
備考	E-03